

安心のゴールキーパーでありたい。



クルマの保険

あなたのカーライフを、守る。

運転は楽しいけれど、リスクもある。
GK クルマの保険は、一人ひとりのカーライフに
ぴったりの補償・オプションで、
もうひとつ上の安心をご提供します。



MS&AD インシュアランスクループは
サッカー日本代表を応援しています。



『GK クルマの保険・ドライバー保険』は、 お車をお持ちでない方が、 車を借りて運転するときのための自動車保険です。



僕は自分の車を
持っていないけど、
自動車保険って
必要な?

たとえば、こんなことはありませんか?
友人から車を借りる
レンタカーを借りる



お車をお持ちでなくとも、事故を起こす可能性は
あります。だから、自動車保険が必要です。



『GK クルマの保険・ドライバー保険』は、車を運転するときの さまざまなリスクに対応した補償をご用意しています。

相手への賠償 P2

相手にケガをさせてしまい、
治療費や慰謝料が
必要になった場合に



対人賠償
保険

相手の車や電柱などに
ぶつけてしまい、
修理が必要になった場合に



対物賠償
保険

自動セット

相手の車の修理費が
時価額より高くなつた場合に



対物超過
修理費用特約

※対人賠償保険または対物賠償保険のいずれか1つを必ずセットしてご契約いただきます。

対人賠償保険付き契約には、自損傷害保険および無保険車傷害保険がセットされます。
対物賠償保険付き契約には、対物超過修理費用特約が自動セットされます。

おケガの補償 P3~P4

運転中に電柱などにぶつかって、自分がケガをしてしまった場合に



自損傷害保険

事故の相手が保険に入っていなかった場合に



無保険車傷害保険

運転している自分や一緒に乗っている人がケガをしてしまった場合に



搭乗者傷害
(死亡・後遺障害)特約
オプション



搭乗者傷害
(入通院/一時金)特約
オプション



搭乗者傷害
(入通院/日数)特約
オプション

<補償の重複について>

対人賠償保険、対物賠償保険、自損傷害保険および無保険車傷害保険については、借りた車の自動車保険や、記名被保険者またはそのご家族がご契約している自動車保険から保険金が支払われる場合があり、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。他の自動車保険について、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、「GK クルマの保険・ドライバー保険」の補償の要否をご判断ください。

相手への賠償



対人賠償保険

対人賠償保険または対物賠償保険のいずれか1つを必ずセットしていただきます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が借用自動車を運転中の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等の適用がある場合は、自賠責保険等により支払われる金額を超える部分に限ります。

また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 示談交渉費用
- 争訟費用

被保険者

記名被保険者です。



左記に加えて

■台風、洪水、高潮によって発生した損害

■次のいずれかに該当する方が死傷したことにより、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害

①記名被保険者の配偶者

②記名被保険者の父母またはお子さま。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

③記名被保険者の業務に従事中の従業員

保険金をお支払いしない主な場合



左記に加えて

■台風、洪水、高潮によって発生した損害

■次のいずれかに該当する方が死傷したことにより、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害

①記名被保険者の配偶者

②記名被保険者の父母またはお子さま。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。



対物賠償保険

対人賠償保険または対物賠償保険のいずれか1つを必ずセットしていただきます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が借用自動車を運転中の事故により他人の財物に損害を与えること、または借用自動車の運転中に誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等^(注)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。

また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 落下物取扱費用
- 原因者負担費用

被保険者

記名被保険者です。



左記に加えて

■台風、洪水、高潮によって発生した損害

■次のいずれかに該当する方の所有・使用もしくは管理する財物について損害が発生したこと、または次のいずれかに該当する方の所有・使用もしくは管理する電車等^(注)が運行不能になったことにより、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害

①記名被保険者またはその配偶者

②記名被保険者の父母またはお子さま。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

(注)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。



対物超過修理費用特約

対人賠償保険付き契約に自動セットされます。

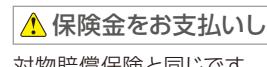
保険金をお支払いする主な場合

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。^(注)ただし、相手自動車が事故日の翌日から6ヶ月以内に修理完了された場合に限ります。

(注)対物賠償保険金をお支払いする場合に限ります。

被保険者

対人賠償保険と同じです。



対物賠償保険と同じです。

「保険金をお支払いしない主な場合」で使用されるマークのご説明



故意

保険契約者等の故意によって発生した損害



無免許運転、麻薬、酒気帯び

無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気帯びした状態での運転の場合に発生した損害



競技・曲技等

借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行ふことを目的とする場所において使用することによって発生した損害



故意または重大な過失

被保険者の故意または重大な過失によってその本人に発生した損害



脳疾患・疾病・心神喪失

脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生した損害



地震・噴火・津波

地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害

*ご説明中の「損害」とは、賠償責任に関する補償・特約の場合、「法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」、おケガに関する補償・特約の場合、「損害またはケガ」に読み替えます。

おケガの補償



自損傷害保険

対人賠償保険付き契約にセットされます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が借用自動車を運転中に電柱に衝突し運転者が死亡した場合等、自損事故^(注1)により借用自動車に搭乗中の記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族、それらの方の別居の未婚のお子さまがケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、後遺障害によって介護が必要と認められる場合^(注2)、入院または通院した場合に被保険者1名につきそれぞれ次の保険金をお支払いします。

- 死亡した場合に、1,500万円を死亡保険金としてお支払いします。^(注3)
- 後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて50万円～2,000万円を後遺障害保険金としてお支払いします。
- 後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合^(注2)に、200万円を介護費用保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	治療日数 ^(注4)	ケガ	金額
①	1日以上5日未満	—	5,000円
②	5日以上	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	5万円
③		骨折・脱臼・脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	15万円
④		上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	25万円
⑤		脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円

(注1)自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手がない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。

(注2)普通保険約款(別表1)後遺障害等級表の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害を被った場合に限ります。

(注3)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引きます。

(注4)入院または通院した実治療日数をいいます。

被保険者

次のいずれかに該当する方^(注)です。

- 借用自動車を運転中の記名被保険者
- 記名被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗している次のいずれかに該当する方
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま

(注)極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



無保険車傷害保険

対人賠償保険付き契約にセットされます。

保険金をお支払いする主な場合

無保険車^(注1)との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で、十分な賠償を受けられないと、損害^(注2)について、賠償義務がある場合に限り被保険者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保険車傷害保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用

(注1)対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

(注2)損害とは相手の方が負担すべき損害賠償額をいいます。

※自賠責保険等により支払われるべき金額等を差し引いて保険金をお支払いします。

被保険者

次のいずれかに該当する方^{(注1)(注2)}です。

- 記名被保険者
- 記名被保険者の配偶者
- 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- 上記以外で、記名被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

(注1)極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の方を除きます。

(注2)事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。

保険金をお支払いしない主な場合



左記に加えて
■台風、洪水、高潮によって発生した損害



オプション

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の保険金をお支払いします。

- 事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、保険金額の全額^(注1)を死亡保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて保険金額の4%～100%を後遺障害保険金としてお支払いします。^(注2)

(注1)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。

(注2)180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。なお、被保険者からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。

被保険者

記名被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方^(注)です。

(注)極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



搭乗者傷害(入通院／一時金)特約

搭乗者傷害(入通院／日数)特約と同時にセットしていただけません。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	治療日数 ^(注)	ケガ	金額
①	1日以上5日未満	—	1万円
②	5日以上	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	10万円
③		骨折・脱臼・脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
④		上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
⑤		脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

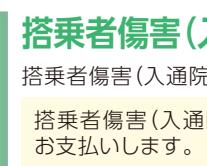
(注)入院または通院した実治療日数をいいます。

被保険者

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。



より手厚く備えるなら…

×2

オプション

搭乗者傷害(入通院／一時金)倍額払特約

搭乗者傷害(入通院／日数)特約付き契約にセットしていただけます。

搭乗者傷害(入通院／一時金)特約の保険金の額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。

搭乗者傷害(入通院／日数)特約

搭乗者傷害(入通院／一時金)特約と同時にセットしていただけません。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをした場合に、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した実治療日数に対して、被保険者1名につきそれぞれ次の金額を医療保険金としてお支払いします。

- 入院日数1日につき入院保険金日額
- 通院日数1日につき通院保険金日額(90日限度)

被保険者

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

Q&A よくあるご質問

Q1



私も配偶者も車を持っていませんが、ともに車を借りて運転します。『GK クルマの保険・ドライバー保険』を一人ずつ契約する必要がありますか?

A



はい。
運転される方ごとにご契約いただく必要があります。『GK クルマの保険・ドライバー保険』では、記名被保険者が運転中の事故を補償しますので、配偶者の方も運転をされる場合は、配偶者の方を記名被保険者とするご契約も必要です。

Q2



親戚の車を約1年半借りて運転する予定です。『GK クルマの保険・ドライバー保険』を契約できますか?

A



いいえ。
『GK クルマの保険・ドライバー保険』は、1年以上を期間とする貸借契約により借りた車は補償の対象とはなりません。ご契約の方法については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

Q3



対人・対物事故を起こしてしまった場合、自分で相手の方と交渉する必要がありますか?

A



いいえ。
対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任を負った場合は、被保険者にかわって、次のケースを除いて**当社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします**。^(注)
なお、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
^(注)対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対物事故は対物賠償保険をセットした場合に限ります。

示談交渉サービス

示談交渉をお引き受けできないケース

- ・ご契約のお車に自賠責保険の契約が締結されていない場合
- ・正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合 等

ご契約者さま専用のインターネットサービス
いつでも、どこでも、つながる安心 **ご契約者さま専用ページ**

便利1 契約内容の確認・変更

便利2 事故連絡・対応状況の確認

便利3 お役立ち情報の配信

ご契約内容や『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』を「ご契約者さま専用ページ」でご確認いただくために、eco保険証券とWeb約款をご選択いただくことをおすすめします。

ご利用方法 面倒なご登録手順は不要! ご契約手続き時に自動でユーザーIDが作成されます^(注)(初回ログイン時のみ、ご本人確認等が必要です)

- ご契約手続き完了後に、当社からSMSをお送りします
- SMSに記載のURLにアクセス
- ご本人確認(初回のみ)
- 初期設定(生体認証のご利用設定など)
- 初回ログインの完了
以降、いつでもご利用いただけます

スマートフォンなら、「LINE」やアプリからかんたんに「ご契約者さま専用ページ」をご利用いただけます。

「LINE」からログインする場合の設定手順

- ①「三井住友海上」を友だち追加(右図の二次元コードから)
- ②メッセージのURLにアクセスしてログイン

*LINEはLINE(株)の登録商標です。

(注)当社の保険をご契約される個人のお客さま向けに、ご契約時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDを自動で発行し、SMSでご案内します。

*一部のご契約は、お手続き時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDが自動で登録されません。その場合、「eco保険証券専用ハガキ」や当社公式サイトから、「ご契約者さま専用ページ」へご登録いただくことでご利用いただけます。

保険ができるエコ、はじめよう eco保険証券とWeb約款をおすすめします!

ご契約内容や『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』は、パソコンやスマートフォン等から**ご契約者さま専用ページ**でご覧いただけます。
eco保険証券・Web約款をご選択いただいた場合、「eco保険証券」のご利用方法を記載した「契約内容・確認方法のご案内(eco保険証券専用ハガキ)」を送付します。書面の保険証券・保険契約証と「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の送付は行いません。eco保険証券とWeb約款を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

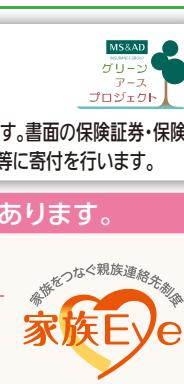
大切なご親族を見守りたいあなたへ。保険契約に関する連絡先としてご親族を登録できる制度があります。

家族Eye(親族連絡先制度)

ご契約者さまが、ご親族の同意を得たうえで、保険契約に関する緊急連絡先としてご親族1名を登録する制度です。保険期間の途中でもご登録いただけます。

どんな時に役に立つの?

- ・ご登録いただいたご親族(以下、「連絡先親族」といいます)から、ご契約者さまの契約情報に関するお問い合わせせいただいたい場合、証券番号の確認および本人確認を行ったうえで、契約情報をご回答します。
- ・ご契約者さまと連絡が取れない等の緊急時に、代理店・扱者または当社から、連絡先親族へご連絡します。



保険料について

1. 等級別料率制度

1~20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度です。
なお、ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

(1)新たにご契約される場合

6等級(割引13%)からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

(2)継続してご契約される場合^(注2)

[事故がなかった場合]

ご契約の保険期間が1年^(注3)で事故有係数適用期間が0年の場合、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がり、「無事故」の割増率が適用されます。なお、事故有係数適用期間は0年ままで。ただし、「ご契約の満期日(もしくは解約日)または「ご契約の満期日(もしくは解約日)の翌日から7日以内」に継続いただくことが条件となります。

「無事故」の割増率		割増															割引														
等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20											
割増率	108%	63%	38%	7%	2%	13%	27%	38%	44%	46%	48%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	56%	57%	63%											

[事故があった場合]

ご契約の保険期間が1年^(注3)で事故有係数適用期間が0年の場合、3等級ダウン事故が発生したときは、継続契約の等級が事故1件につき3つ下がり、事故有係数適用期間が事故件数により3年または6年となって継続契約に「事故有」の割増率が適用されます。^(注1)

「事故有」の割増率		割増															割引														
等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20											
割増率	108%	63%	38%	7%	2%	13%	14%	15%	18%	19%	20%	22%	24%	25%	28%	32%	44%	46%	50%	51%											

事故有係数適用期間とは

3等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増率に戻ります。既に「事故有」の割増率が適用されているご契約で事故があった場合は、継続契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウン事故 1件	3年

2. ドライバー保険年令区分

ご契約の始期日時点の記名被保険者の年令に従い、次の年令区分が適用されます。
21才以上 21才未満

(注1)継続手続きがなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を修正することができます。また、ノーカウント事故の場合は取扱いが異なります。

(注2)継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済の場合は、取扱いが異なります。

(注3)保険期間が1年に満たない短期契約の場合、取扱いが異なります。

*^(注)等級6は、「無事故」の割増率と「事故有」の割増率が同じです。

3. 払込方法

全額を一括して払い込む方法となります。便利なキャッシュレスで払い込みいただけます。

- 口座振替
- クレジットカード払(登録方式)^(注1)
- 払込票払^(注1)
- スマホ決済
- ダイレクト払^(注2)

(注1)代理店・扱者やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。

(注2)代理店・扱者が提供する「保険料お払込みのご案内」に基づき、保険契約者が金融機関またはコンビニエンスストアで払い込む方法です。

*保険期間の中途での払込方法の変更はできません。

用語のご説明 このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明	用語	説明
カ行 解約日	保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
記名			

事故が発生した場合の連絡先はこちら

24時間365日

専門スタッフが受付



事故は 365日
事故受付センター 0120-258-365(無料)

※ご契約者さま専用ページや当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)より、インターネットからも事故のご連絡ができます。

事故の発生から解決まで
安心しておまかせください！

事故だ！
どうしよう…

おまかせクイック対応！

代わって安心サービス

夜間・休日でも事故受付時にお客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関・修理工場やレンタカーカー会社などへお客様に代わってご連絡します。



保険金お支払センター

全国138か所の拠点網！

<2023年4月現在>

解決実績

年間約2,223,000件

<2022年度>

まかせて安心

示談交渉サービス

お客様に代わって相手の方との示談交渉を行います。



タイムリーな状況報告

安心コール・安心レター

対応の経過をお客様に定期的にご報告して安心をご提供します。



万一、継続手続きを忘れてしまった場合 継続手続き特約をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手続きを忘れたときでも補償を継続します。

1DAY保険
クルマを借りたら忘れずに

お車をお持ちでない方向けに、24時間単位の自動車保険もご用意しています。(24時間単位型自動車運転者保険)
借りるお車をあらかじめ指定し、スマートフォン等からご加入いただく保険です。1回のお申込みで最長連続7日分までご加入いただけます。
詳細につきましては代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

24時間単位でご契約 スマートフォンで手続完結 複数回利用で割引 お車購入時の自動車保険への特典

ご注意いただきたい事項

〈ご契約について〉

- 保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約もご契約可能です。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返り金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

〈共同保険の場合について〉

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。)

〈代理店・扱者について〉

- 代理店・扱者は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領收証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、代理店・扱者にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

保険に関する相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただき、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】

【受付時間】平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

このパンフレットは、『GK クルマの保険・ドライバー保険』(自動車運転者損害賠償責任保険)の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

〈お客さまデスク〉0120-632-277(無料)

こちらから

アクセスできます▶

QRコード